

一般質問 ハイライト

9月定例会の一般質問は、9月16日に行われ、野村議員をはじめ、山本、杓子、山口、深谷、岡尾の各議員が市政各般にわたり質問を行いました。
(質問と答弁の主な要旨は次のとおり)

後瀬山城跡の保存・整備について

Q 国の史跡指定を受けた後瀬山城跡を今後どのように管理、保存していく予定なのかその基本方針を問う。整備方針については文化財のゾーン化を図るなど朝倉氏遺跡のような広域的な整備を考えているのか。また整備による自然環境の破壊対策をどのように考えているのかお尋ねする。

A 後瀬山の保存管理及び環境整備につきましては、現在、地権者をはじめ学識経験者をまじえた保存



後瀬山

管理計画策定委員会を組織し、本年度から史跡の保存のあり方と管理の方法、また環境整備の方針について委員会での審議を踏まえて、本市としては委員会での審議を踏まえ、今後、文化庁並びに県文化課と十分協議しながら事業推進に努めてまいりたいと考えております。

(仮称)若狭西街道のルート変更の経緯と南川橋梁の計画について

Q ①広域営農団地農道整備事業若狭西地区(西街道)の野代・生守区間のルート変更の経緯についてお尋ねする。

②南川橋梁の構造はどのような計画になっているのかお尋ねする。

A ①若狭西街道の小浜市生守・野代区間の計画ルートにつきましては、縮尺五千分の一の計画路線図により、平成七年九月から十月にかけて生守、野代、尾崎、谷田部区集落に対して説明を行いました。平成八年十一月に近畿自動車道敦賀線の概ねの計画路線が公表されたことから、生守地係において計画路線の競合が判明いたしました。

特に、若宮八幡神社付近において近畿自動車道敦賀線と若狭西街道の多田側からのトンネル坑口付近が競合することから、競合区間での道路構造が複雑化するため、生守・野代区間の計画ルートの見



西街道ルート予定地(野代付近)

直しをしなければならなくなりましました。なお、見直し計画路線につきましては、縮尺五千分の一の計画路線図により、平成九年十月から生守、野代、尾崎、谷田部区集落に対して説明を行い測量調査等の了解を得て、現在、基本設計等が県において実施されているところでございます。

②南川橋梁の構造につきましては、現在、県において基本設計の作業中であり、構造形式等について検討されており、曲線橋となることから橋梁の構造形式決定にあたっては多くの制約が伴うため、河川管理者・道路管理者等との協議が必要であると思われまします。特に橋梁架設箇所は、昭和二十八年の災害、台風十三号による決壊箇所であり、過去の教訓を踏まえ、十分に配慮した設計をしていただくよう県当局にお願いしてまいります。

市職員の各種団体事務局業務について

Q 市職員の各種団体事務局業務について次の三点についてお尋ね

する。
①三国町の三件の着服行為をどのように受けとめているか。
②外部団体の事務局を引き受けている現状はどうか。
③外部団体事務局業務における不正防止の対策はどうか。

A ①過日、県内において自治体の職員が関係団体の運営費等を着服する不祥事をおこしておりますが、これらは担当者一人に通帳と印鑑の管理が任されている状況のもとで、監査も行われず金銭の管理体制の甘さと職員のモラルを問われていくものでございます。言

うまでもなく、公務員は公正な職務の執行にあたるとともに、公共の利益の推進を旨とするものであります。管理職にあつては率先して服務規律の確保を図り、管理監督責任を十分に自覚するとともに、部下の職員に対する指導監督を怠らないよう日頃から強く指導いたしているところでございます。

②本市においても、外郭団体等の会計事務処理について各課の状況を把握する調査を行なった結果、取り扱っている団体数は百六十三件でございます。内容的には市が主体となつている期成同盟会のような団体が六十三件、公民館などで取り扱っているものが百件で、そのほとんどが通帳や印鑑などを一括して預かつている状況でございます。

③外郭団体等の会計事務を取り扱っている課に対して、不祥事が生じないよう管理監督者は職場内の実態把握に努め、所属職員一人ひとりが公務員としての自覚をもち、厳正な執行に努めるよう指示をいたしました。また、外郭団体へは自主運営・自主管理の精神のもと

介護保険制度導入準備状況について

で事務を遂行するよう、今後とも指導してまいりたいと考えております。本市におきましてもこの事件を教訓に、通帳や印鑑を別人で保管するなどの措置を講ずるよう徹底をいたしたところでございます。

Q 介護保険制度導入に係る準備状況について次の二点についてお尋ねする。
①需要調査の進捗と問題点について。

②家族介護者の意識調査等の必要性について。

A ①介護保険事業計画策定のための需要調査につきましては、六十五歳以上の高齢者全員七千七十五名を対象といたしまして、「高齢者一般調査」を実施したところでありまします。現在、この高齢者一般調査から抽出した要援護老人七百名と把握済みでありまします。残り四百名を対象に「要援護高齢者需要調査」を実施中でありまします。この要援護高齢者需要調査は県の統一基準に基づくものであり、介護保険事業計画策定のための基礎となるものであります。調査はホームヘルパー、医療・福祉の専門家等による聞き取りにより行い、精度の高いものとなるよう取り組んでおります。設問の項目によつては、回答しにくいものがあるという声も聞きますが、総体的にはニーズ及びからだの状態等について把握できるものであると認識いたしております。これらの調査結果をベースに介護保険事業計画策定委員会に諮りながら、来年度には介護

保険事業計画を策定することとなります。

②平成九年度に市の保健婦が訪問指導いたしました百四十九名の方に限れば、六十歳以上の介護者は六十七パーセントと非常に高くなっており、介護者の高齢化が大きな課題となっております。今回の「要援護高齢者需要調査」におきましても介護者に対する設問項目を七項目設定しており、この調査である程度介護者の実態を把握できるものと考えております。これに加えて介護保険事業計画策定委員会において、介護に直接関わっておられる方のご意見等を十分聞きながら、今後の介護保険事業計画や老人保健福祉計画等に反映させてまいりたいと考えております。

市長就任十年の総括と今後の決意について

Q 市長就任十年の総括と今後の決意について次の三点についてお尋ねする。

①平成十二年度を年次目標とした第三次小浜市総合計画の達成に向けた取り組みについて。

②総合計画の見直しで新たに石炭火力発電所誘致を掲げながら、現段階で断念を表明された理由は、

③厳しい財政状況の下において目標達成が困難と思われる事業は、

A ①本市のまちづくりは「二十一世紀へさわやかに躍動する都市わかさ・おばま」を基本理念に平成十二年度を目標年次として四つのテーマを掲げ、各種の施策・事業に取り組んでいるところでございます。テーマ別に現時点での計画の達成状況を一部ご紹介させていただきます。

第一章の「快適で住みよい社会基盤の形成をめざして」では、食

見トシネル等の整備、白鬚再開発事業、マーマイドテラス、上下水道や農業・漁業集落排水事業、ケーブルテレビ、市営住宅の改築、小浜縦貫線の全面開通等がございます。第二章の「健康で生きがい」に満ちた社会の実現をめざして」では、国富保育園等の保育園の改築、小浜病院の改築、若狭ハイッ、不燃物処分場等の整備がございます。第三章の「活力ある産業の育成と観光リゾートの振興をめざして」では、働く婦人の家、竜前企業団地、鶴の瀬公園、海浜小公園等の整備がございます。第四章の「あすを担う人材の育成をめざして」では、嶺南西養護学校の誘致、小中学校の大規模改修、市立図書館、総合運動場、交流ターミナルセンター、町並み保存資料館や各区の集落センター等の整備がございます。さらに庁内におけるコンピュータ導入による事務のOA化や情報公開制度の導入、行政事務の広域化に対応するための嶺南広域行政組合の設立、鉄道基金の創設等を行っております。特に、広域交通網の整備につきましては小浜線電化がその実現に向けて大きく前進したところであり、今後これらをステップとしてリゾート新線等の鉄道整備に強力な運動を進めるとともに、近畿自動車道敦賀線や若狭西街道、地域福祉センターの建設、下水道や街路の整備など山積した課題にも新たな決意と情熱を持って取り組んでまいります。

②七月十日の定例記者会見の席において、火力発電所の取組み現状についての質問に答えるかたちで、地球の温暖化防止など地球環境を

めぐる諸問題等から発電所の誘致

については大変厳しい情勢であることを述べたものであります。現在の総合計画の最終年度中には結論を出したいと考えております。③本市の財政状況は、平成九年度の普通会計決算で経常収支比率九五・一パーセントと非常に高い数値となっております。投資的経費としての資金調達が大変きびしい状況下にあります。こうした現状において優良な補助制度の活用や事業選択による効率的運営、また行財政改革による事務費等の節減により、三年のローリング方式で策定している振興実施計画に基づき、目標にしております事業を順次実施してまいりたいと考えております。しかしながら、平成十二年度を目標年次としている総合計画の諸施策には中長期的な施策が多く、新幹線や近鉄線など広域的な施策の中で実現するものも含まれております。こうした中長期的な施策に引継ぎ、市民生活や福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。特に、今年度から二十一世紀に向けて新しい総合計画を策定するための準備に入るわけでありながら夢のある計画になるよう努力をさせていただきます。

小浜線電化の事業化が

Q 小浜線電化の事業化が

したことに

ついて、

受け皿と

してのまちづくりをどう進めるのか、次の点についてお尋ねする。

①構想と抱負について

②新年度予算への取り組みについて

③今回、電化に向けて一歩前進をみたところでありますが、今後



J R 小 浜 線

実現までには、まだ多くの課題が山積しております。「小浜線に乗る運動」など地元支援策についても決して手を緩めることなく継続して進めていかなければならないものと考えております。また一方では、電化されても地元の受け皿体制が整備されていない場合、単なる通過点になるのではないかと

の危惧がなされているところから、集客力のある観光、文化施設の整備といった交流人口の拡大を図っていくための施策も急務であると認識をいたしております。具体的受け皿づくりといたしましては、東小浜駅周辺整備事業、勢浜海岸環境整備事業、工芸の里構想、都市と農村体験館等があり、順次整備を図っております。また、従来からの観光拠点である寺社、仏閣、蘇洞門さらには国の史跡指定を受けた後瀬山城跡、小浜西部地区の重要伝統的建造物群保存対策事業など他に例をみない豊かな観光資源の有効利用を図り、観光客を魅了できるまちづくりを進めていく必要があると考えております。昨年度より嶺南地域全体のイメージを高めていくため、嶺南地域の各種団体が構成する「嶺南地

域イメージ戦略推進委員会」が設けられ、魅力ある地域イメージの策定に向け、作業がなされているところでございます。今後本市といたしまして、こうしたハード・ソフト両面の事業を官民一体となり積極的に推進するとともに、特に外部資本の導入を図っていくことが来たる小浜線電化やリゾート新線あるいは近鉄線の実現に備えた受け皿づくりになるものと考えております。

②本市にとっての最重要施策は広域交通網の整備と健康・福祉の推進であり、これなくしては産業の発展、市民生活の向上に結びついていかないものと強く認識しているところでございます。このことから新年度予算についても振興実施計画に基づき、小浜線電化、リゾートライン鉄道の建設、近鉄線、さらに地域福祉センターの建設等について、政策上の最重点施策として位置づけるとともに、「住んで良く・訪れて良いまちづくり」のための諸施策についても、期間の長短はありますが順次取り組んでまいりたいと考えております。

本会議の
テレビ中継
6月定例会より、一般質問を
CATV(有線テレビ)で生中継
しております。
是非ご視聴ください。

意見書

本定例会において、次の意見書を可決し、それぞれ関係行政庁へ提出しました。

公務員労働者の新賃金早期決定を求める意見書

すべての勤労者には文化的生活が保障され、勤労、納税、教育などの平等の原則が貫かれるなど、快適な生活設計が営まれなければならない。

しかし、公務員労働者の賃金決定は、労働基本権が剥奪された代償措置として設置された人事院・人事委員会制度であるが、その法的背景や手続きの遅れにより、民間に比べて賃金決定が非常に遅くなっている。このため公務員のみならず、人事院勧告の賃金決定方式を準用する民間の教育・医療・福祉等の職場で働く者や、公社・事業団等自治体関連団体にも影響を及ぼし、内需拡大などに対するマイナスの相乗効果、また公務員労働者の勤労意欲、住民サービスなど社会全体に与える影響は大なるものがある。

近代国家にあつて、民間と八ヶ月遅れの精算は極めて不自然であり、特に本年は高齢者に対する賃金抑制が盛り込まれるなど不当な部分もあるが、勧告の実効プロセスには今日なお法的不条理があり、一刻も早く解消され、人事院勧告の早期実現について、関係機関であらゆる努力を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年九月二十二日

小浜市議会

道路特定財源の確保に関する意見書

道路は最も基本的な社会基盤であり、二十一世紀に向け、国土の均衡ある発展を図るとともに、活力ある地域づくりや豊かな暮らしづくり、安全で快適な環境づくりを支援するためには、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備を一層促進することが是非とも必要である。

しかるに、我が国の道路の現状は、特に地方において未だ十分ではなく、本県においても、近畿自動車道敦賀線や中部縦貫自動車道をはじめとする高規格幹線道路から市町村道に至るまでの、道路整備に対する要望は極めて強いものがある。

特に、本市においては、「快適で住みよい社会基盤の形成をめざして」をテーマに街づくりを推進しており、その目的達成のため、国道二十七号をはじめとする道路網の整備が、必要不可欠である。

よつて、政府におかれては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 揮発油税、地方道路税、自動車重量税、軽油取引税、自動車取得税、石油ガス税の道路特定財源を堅持し、一般財源化あるいは道路以外の用途へ転用することなく、その全額を道路整備に充当すること。
2. 新道路整備五箇年計画に基づき、

円滑に道路整備を推進していくため、平成十一年度予算において所要の予算額の確保を図ること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年九月二十二日

福井県立小浜水産高等学校の存続発展に関する意見書

福井県立小浜水産高等学校は、水産教育の嚆矢として、明治二十八年に全国に先がけてこの小浜の地に産声を上げた。以来百有余年にわたる水産教育を通しての人材教育により、卒業生は福井県はもとより、全国各地の産業界で指導的役割を果たしており、地域社会の担い手として活躍している。

また、小浜水産高等学校では体験学習を重視し、他校にはない特色ある実習を通じて気力旺盛な産業人を育成している。それが水産教育の特徴でもあり、大きな成果を上げている。先般、専門高校のあり方を検討してきた文部大臣の諮問機関「理科



小浜水産高等学校

教育及び産業教育審議会」が、インターシップの本格導入を求める答申を出しているが、小浜水産高等学校ではすでに十数年も前からインターシップを教育内容に取り入れる先駆的な取り組みをして大きな成果を上げている。

ただ近年、社会経済情勢の大きな変化とともに、少子化社会の到来により生徒数の減少等、高等学校教育をめぐる諸情勢は厳しさを増してきている。とりわけ水産教育を取り巻く状況に厳しいものがあることも事実である。しかし、少子化社会での生徒数減少や経済効率ということでは、いたずらに学校存続云々を論じることが、後世に禍根を残すことになりかねない。この地域にとつて貴重な教育資産である小浜水産高等学校を継承・発展させることが、地域の活性化にもつながるものと確信するものである。

二十一世紀は海洋の時代と言われている。美しいリアス式海岸を有する嶺南地域には、福井県水産試験場・福井県栽培漁業センターや日本栽培漁業協会小浜事業場があり、かつ日本海唯一の水産学研究所の拠点である福井県立大学生物資源学部海洋生物資源学科を擁している。福井県高等学校教育問題協議会の答申にもあるように、「福井県立大学との連携」を深める中で、北陸・近畿地方はもちろん、全国をも視野に入れた環日本海時代に対応した特色ある海洋性高等学校の実現が望まれている。よつて、福井県立小浜水産高等学校を存続発展させることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年九月二十二日

小浜市議会

「国民の祝日に関する法律」改正を求める意見書

余暇は日常の仕事から離れて休息をとり、心身ともにリフレッシュする時間であるとともに、人生を充実させるためのさまざまな活動を行うことが可能な時間である。

近年、国民の間にも余暇や生活のゆとりを重視する考え方が浸透し、労働時間の短縮や週休二日制の普及などにより、余暇時間も拡大してきたが、連続休暇の取得は依然として低調である。

このような状況のもとで、「ゆとりのある生活」、「真に豊かな余暇」をめざすための有効な方策の一つが「二部祝日の月曜日指定化」である。これは祝日の数を増やすことなく、現在十四日ある国民の祝日のうち、いくつかを月曜日に指定することにより、まとまった自由時間を創出するといふものである。これにより、ゆとりある生活スタイルの実現、家族とのふれあいの機会の増加、ボランティア活動などの余暇活動の充実、休暇の分散化による混雑・渋滞の緩和、地域の活性化や経済波及効果等が期待され、その実現は極めて意義深いものである。

よつて「国民の祝日に関する法律」を改正し、現在十四日ある国民の祝日の一部を月曜日に指定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年九月二十二日

小浜市議会